

## 中国ビジネス・ローの最新実務Q&A

### 第72回

#### 中国における企業名称の取扱い

黒田法律事務所 萱野純子、藤田大樹

#### 一 企業名称の構成及び条件

Q1 日本で自動車部品を製造している科楽欧株式会社は、中国上海市において自動車部品の製造を経営範囲とする外商投資企業を設立しようと考えています。当該外商投資企業が以下の企業名称を登記登録して使用することはできるでしょうか。

- (1) 科楽欧有限公司
- (2) KLO汽车配件(上海)有限公司
- (3) 科楽欧貿易(上海)有限公司
- (4) 科楽欧汽车配件(中国)有限公司

A1 (1) 登記登録して使用することはできません。企業名称には、業種または営業上の特徴及び企業所在地の行政区画を含まなければなりません。

(2) 登記登録して使用することはできません。但し、使用する外国語の名称が、登記登録された漢字の企業名称を適切に翻訳したものであれば、当該登記登録された企業名称を外国語で表すものとして使用することができます。

(3) 登記登録して使用することはできません。企業名称には、業種等を含まなければなりません。当該名称に含める業種等は、当該企業の経営範囲と一致していなければなりません。

(4) 原則として、登記登録して使用することはできません。企業名称には、一定の要件を充たす場合を除き、原則として「中国」という文字を使用することはできず、また、上記のように行政区画を含まなければなりません。

企業名称の管理は、主に、1991年9月1日に施行された「企業名称登記管理規定」(以下「管理規定」という)及び2004年7月1日施行の「企業名称登記管理実施弁法」(以下「実施弁法」という)に基づき行われている。企業名称は、登記主管機関である各級の工商行政管理局に申請し、その審査許可を経て登記登録された後に使用することができる(管理規定第3条及び第4条1項)。

#### (1) 企業名称の構成について

企業名称は、原則として、①企業所在地の省(自治区及び直轄地を含む)、市(州を含む)もしくは県(市管轄の区を含む)の行政区画、②商号、③業種または営業上の特徴(以下「業種等」という)、④組織形態により順次構成しなければならないとされている(管理規定第7条及び実施弁法第9条)。従って、企業名称は、通常、行政区画(例:

上海)・商号(例:科楽欧)・業種等(例:汽車配件)・組織形態(例:有限公司)の順序で構成されることになる。

もともと、実務上、外商投資企業の場合は、行政区画を商号と組織名称の間に使用すること(例:科楽欧汽車配件(上海)有限公司)が認められている。

Q1(1)で挙げられている「科楽欧有限公司」という名称中には、「科楽欧」という商号及び「有限公司」という組織形態を含んでいるものの、「上海」等の行政区画及び「汽車配件」等の業種等を含んでいないため、企業名称として認められない。

なお、商号は2文字以上で構成されなければならないとされている(管理規定第10条第1項及び実施弁法第14条第1項)。

## (2)外国語の企業名称について

企業名称には漢字を使用しなければならないとされているが、当該企業名称を適切に翻訳した外国語であれば、当該外国語に翻訳した名称も使用することが認められている(管理規定第8条及び実施弁法第8条)。この点、企業が外国語の名称を使用する場合、管理規定第8条第2項は、登記主管機関に届出て登記登録する必要がある旨規定しているものの、実施弁法第8条第2項及び「企業名称の外国語名称を再査定しないことに関する通知」においては、その必要がない旨規定されている。本来、国務院の批准を経た行政法規である管理規定の方が、工商行政管理総局の部門規章である実施弁法や同局の通知よりも法的効力が優先するはずである。しかし、管理規定は上述のように、外商投資企業の中国進出がまだ盛んとは言えない1991年に施行されたこともあり、実務上は、実施弁法等に従い、外国語の企業名称の登記登録は行われていない。

従って、Q1(2)で挙げられている「KLO汽車配件(上海)有限公司」という外国語名称は、登記登録して使用することはできないが、「科楽欧汽車配件(上海)有限公司」という漢字名称を登記登録しておけば、当該登記登録された企業名称を外国語で表すものとして使用することができる。

## (3)企業名称中の業種等について

上述したように、企業名称には業種等が含まなければならない。この点、管理規定第11条は、「企業はその主たる業務に基づき国の業種分類基準の分類に従って、企業名称中に所属業種または営業上の特徴を明示しなければならない」と規定し、実施弁法においてその詳細を規定している(実施弁法第16条乃至第19条)。また、実施弁法第16条第2項では「企業名称中の業種用語が示す内容は、企業の経営範囲と一致しなければならない」と規定されている。

Q1(3)で挙げられている「科楽欧貿易(上海)有限公司」という名称には「貿易」という業種が記載されており、業種を記載すべきという点では企業名称の要求に合致している。しかし、同社は「自動車部品の製造をその経営範囲とする」外商投資企業であることから、経営範囲に含まれない「貿易」という業種を企業名称中に含めることはできない。

#### (4) 使用が認められない文字及び行政区画を含まない場合について

管理規定第9条は、企業名称に以下の内容及び文字を使用することを禁止している。

- ① 国家または社会公共の利益を損なうもの
  - ② 公衆に対して欺罔または誤解をもたらすおそれのあるもの
  - ③ 外国国家(地域)の名称及び国際組織の名称
  - ④ 政党名称、党・政府・軍機関名称、大衆組織の名称及び社会団体の名称並びに部隊の番号
  - ⑤ 漢語ピンイン表音文字(外国語の名称中に使用するものを除く)、数字
  - ⑥ その他法律または行政法規に禁止する旨が定められているもの
- また、「中国」、「中華」、「全国」、「国家」、「国際」といった文字を企業名称に使用する場合及び行政区画を含まない企業名称を使用する場合には、国家工商行政管理总局の審査許可を受けなければならない(実施弁法第5条)。

この点、実施弁法第10条第3項は「外国(地区)が出資する企業の商号を使用する外商独資企業、外国側当事者が支配出資者である外商投資企業は、名称の中間で『(中国)』という文字を使用することができる」と規定している。

さらに、実施弁法第13条によれば、「次に挙げる条件のいずれかに該当する企業法人は、国家工商行政管理总局の審査許可を経て、行政区画を含まない企業名称を使用することができる。

- ① 国務院が許可した場合
- ② 国家工商行政管理总局が登記登録した場合
- ③ 登録資本が5000万元以上である場合
- ④ 国家工商行政管理总局が別途規定している場合

Q1(3)で挙げられている「科樂欧汽車配件(中国)有限公司」という名称は、行政区画がなく、「中国」という文字が使用されているため、原則として、当該企業名称を登記登録して使用することはできない。但し、当該外商投資企業の登録資本が5000万人民币元以上等、上記の要件を満たす場合であり、かつ、日本の「科樂欧株式会社」が当該外商投資企業の唯一の出資者または支配出資者である場合に、国家工商行政管理总局の審査許可を受けることができれば、行政区画を付さずに、「(中国)」を名称の中間に付した企業名称を登記登録して使用することができる。

## 二 企業名称の保護

Q2(1) 中国上海市で自動車部品の製造を手がける科樂欧汽車配件(上海)有限公司は、中国北京市において、同社と同一の企業名称を登記登録して使用している科樂欧汽車配件(北京)有限公司が存在することを知りました。科樂欧汽車配件(上海)有限公司は、登記主管機関に対して、当該科樂欧汽車配件(北京)有限公司の企業名称登記の変更を求められますか。

(2) 科樂欧汽車配件(上海)有限公司は、中国(香港・マカオ・台湾を除く。以下同じ)全土において、第三者が「科樂欧」の商号を企業名称として使用することを阻止し

たいと考えていますが、可能でしょうか。

A2(1) 上海市で企業名称を登記登録しているに過ぎない科楽欧汽车配件(上海)有限公司は、登記主管機関に対して、北京市に登記登録されている科楽欧汽车配件(北京)有限公司という企業名称登記の変更を求めることはできません。

(2) 科楽欧汽车配件(上海)有限公司は、「科楽欧」という文字を商標登録しておけば、中国全土において、第三者が「科楽欧」の商号を企業名称として使用することを阻止できる可能性はありますが、そのためには他にも厳しい条件が要求されており、実際に阻止することは困難と思われま

#### (1) 同一・類似企業名称に対する変更請求

「管理規定」第5条第2項は、「登記登録済みの不適当な企業名称については、いかなる単位及び個人も、主管機関に対して、その修正を求めることができる」とし、また、管理規定第25条第1項は、「登記登録済みの企業名称が同一でありまたは類似することにより2つ以上の企業に紛争が生じた場合、登記主管機関は先登録主義により処理する」としている。従って、企業名称を先に取得した企業は、後から同一または類似する企業名称を第三者が登記登録した場合、当該第三者が登記登録した企業名称登記の変更を、登記主管機関に求めることができる。

しかし、管理規定第6条第1項は、「企業は、登記主管機関の管轄区域内においては、既に登記登録されている同一業種の企業名称と同一のまたは類似する名称を使用してはならない」と規定し、実施弁法第31条第1号も、審査許可されない企業名称として、「同一工商行政管理機関が審査許可または登記登録した同一業種の企業名称商号と同じ場合」を挙げている。従って、上記の変更請求の前提条件として、当該第三者が使用する企業名称が、①同一業種の企業名称であり、かつ、②自己の企業名称が登記登録されている工商行政管理機関の管轄内で使用されていなければならない。

Q2(1)における科楽欧汽车配件(北京)有限公司という名称は、①「汽车配件」という同一業種の企業名称とは言えるが、②北京市において登録されており、上海市の工商行政管理局の管轄には属さないため、科楽欧汽车配件(上海)有限公司は、科楽欧汽车配件(北京)有限公司という企業名称登記の変更を、登記主管機関に求めることはできない。

#### (2) 企業名称と商標

「商標および企業名称における若干問題の解決に関する意見」(以下「意見」という)第4条は、「商標中の文字と企業名称中の商号が同一または類似しており、他人に市場主体及びその商品または役務の出所に対し混同(混同する可能性を含む。以下同じ)を生じ、それによって不正競争となる場合、法によって阻止するべきである」と規定し、第6条では、商標と企業名称の混同の処理は、先の合法的権利者の利益を保護するとの原則が適用される旨規定している。そして、これらにいう「混同」には、「他人の登録商標と同一または類似する文字を企業名称中の商号として登記し、関連公衆に商標登録者と企業名称所有者との誤認または誤解を生じさせた場合」(意見第5条第2

号)が含まれている。従って、企業名称の商号を商標登録しておけば、後に、第三者が、当該登録商標を自社の企業名称中の商号として登録し、かつ、関連公衆に商標登録者と企業名称所有者との誤認または誤解を生じさせ、それによって不正競争となる場合には、当該商標が先に登録されていることを理由に当該企業名称の変更を請求することができる。さらに、商標については、企業名称と異なり、その登録管理は、地域毎にではなく、全国で行われている(商標法第2条第1項参照)。

従って、科楽欧汽车配件(上海)有限公司は、「科楽欧」という文字を先に商標登録しておけば、中国のいずれの地域においても、後から第三者が「科楽欧」の商号を企業名称として登録した場合に、当該企業名称の変更を請求することができる可能性がある。もともと、先に商標登録するだけでは足りず、関連公衆に科楽欧汽车配件(上海)有限公司と当該第三者とを誤認または誤解させ、それによって不正競争となっていると言える必要があるため、実際に登録商標をもって企業名称の変更を請求するのは容易ではないというべきである。